

令和6年第2回臨時会

(6月5日招集)

山都町議会会議録

令和6年6月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○6月5日（第1号）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 報告第1号 令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	3
日程第5 報告第2号 令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	5
日程第6 報告第3号 令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	6
日程第7 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	7
日程第8 報告第5号 有限会社「清和資源」の経営状況について	9
日程第9 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	10
日程第10 報告第7号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	13
日程第11 議案第37号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて	15
日程第12 議案第38号 専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	22
日程第13 議案第39号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	23
日程第14 議案第40号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	26
日程第15 議案第41号 専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	29
日程第16 議案第42号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	30
日程第17 議案第43号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	31
日程第18 議案第44号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	39

日程第19	議案第45号	工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事 （第五期））	40
日程第20	議案第46号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整 備工事（第二期））	43
日程第21	議案第47号	工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）	46
閉会			48

6 月 5 日（水曜日）

令和6年6月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和6年6月5日午前10時0分招集
2. 令和6年6月5日午前10時0分開会
3. 令和6年6月5日午後2時07分開会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 報告第1号 令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第5 報告第2号 令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第6 報告第3号 令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第7 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第8 報告第5号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第9 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第10 報告第7号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第11 議案第37号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第12 議案第38号 専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第13 議案第39号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第14 議案第40号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第15 議案第41号 専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第16 議案第42号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第17 議案第43号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第18 議案第44号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第45号 工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））

日程第20 議案第46号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期））

日程第21 議案第47号 工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長	植 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	平 岡 哲 也
商工観光課長	山 下 公 司	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和6年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、吉川美加君、11番、後藤壽廣君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。5月7日、梅田町長から辞職願が議長の私宛てに提出され、私が受理しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、報告第1号「令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。

それでは、報告第1号、令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

令和5年度の第9号及び第10号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に令和6年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

繰越計算書、表紙の次のページをお願いいたします。

2款総務費につきましては、住民税均等割課税世帯給付金事業、低所得者の子育て世帯加算給付金事業において、システム改修、通知に期間を要するものであります。

定額減税に伴う個人住民税システム改修事業は、国の経済対策に伴うもので、年度内での業務実施に必要な期間を取ることができなかったものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金事業は、システム改修に期間を要するものです。

以上4件、1億262万3,000円です。

3款民生費につきましては、障害福祉サービスシステム改修事業において、国の仕様書公開が

遅れたことによるものです。

老人福祉事業、介護予防施設運営事業は、県補助金内示の遅れにより、年度内の完了が見込めなかったことによるものです。

保育園法面復旧事業は、各種災害復旧工事等により労働者の確保等が困難な状況にあり、年度内の竣工が困難になったことによるものです。

以上4件、2,006万8,000円です。

4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、ワクチン接種が年度末まで行われる予定であったことから、廃棄や機材整理に係る業務について年度内の完了が見込めないことによるものです。

5款農林水産業費につきましては、大矢野原演習場周辺障害防止事業において、支障木撤去に不測の日数を要したものです。

単独土地改良事業は、災害復旧工事対応により、施工業者の確保が困難であったことによるものです。

地籍調査事業は、国のR5補正予算の交付決定を受けた事業であり、年度内完了が見込めないことによるものです。

林業振興事業は、阿蘇森林組合が事業主体となっている事業に補助するもので、機械導入や施設整備に適正な工期を確保することによるものです。

治山事業は、単県治山事業において、適正工期を確保することによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業は、林道久留見尾線舗装工事において、残土処理地の確保に不測の日数を要したことによるものです。

以上6件、8億6,438万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

6款商工費につきましては、観光施設管理事業において、そよ風パークの浴場に木質バイオマスボイラーを設置する事業の県補助金内示が1月であったことから、年度内完了が見込めなかったことによるものです。

通潤橋周辺施設整備事業は、令和5年9月の国宝指定により計画見直しが必要となったことによるものです。

以上2件、9,334万1,000円です。

7款土木費につきましては、道路維持事業において、山田線測量設計業務委託の地元協議に不測の日数を要したことによるものです。

道路新設改良単独事業は、大川井無田線測量設計業務委託において、地元協議に不測の日数を要したことにより、用地契約業務の年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

地方創生道整備交付金事業は、小星線道路改良工事において、地元協議に不測の日数を要したことから、工事発注時期が遅れたことによるものです。

大矢野原演習場周辺民生安定事業は、橋梁下部工の施工時期の影響で、上部工事の年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業は、久留見尾鍛冶床線の用地契約業務において、立木伐採における安全確保と、登記手続に不測の日数を要したことによるものです。

社会資本整備総合交付金事業は、椎原1号線において、測量設計業務発注に当たり適正な履行期間が確保できないことから、年度内の完了が困難となったことによるものです。

道路メンテナンス事業は、補助金額確保のための追加事業を行うことと工事部材確保に不測の日数を要したことによるものです。

河川等災害関連事業は、五老ヶ滝川災害査定において、県及び国との協議に不測の日数を要したことによるものです。

住宅長寿命化改修事業は、南田団地集約化解体工事において、アスベスト含有調査等に不測の日数を要したことによるものです。

高速道路対策事業は、残土処理地調査業務において調査に時間を要し、地元説明会など、年度内に開催することが困難となったことによるものです。

以上10件、2億8,357万8,000円です。

9款教育費につきましては、公民館事業において、工事資材納期遅れにより年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

文化財保護事業は、清和文楽の調査において不測の日数を要したことによるものです。

文化的景観保護推進事業は、下井手水路災害復旧工事において、作業工程の調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

中央グラウンド周辺整備事業は、サッカー場整備工事の適正工期を確保するためのものです。

以上4件、3億4,573万円です。

次のページをお願いします。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害、林業施設災害、公共土木施設災害及び文教施設災害の復旧事業に係る現年度分と過年度分、6件、19億5,126万6,000円です。

以上、全37件、総額36億6,118万1,000円でございます。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者です。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第1号の報告は終わりました。

よって、報告第1号「令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第5 報告第2号 令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、報告第2号「令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、報告第2号、令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち、年度内に支出負担行為、原則として契約を結んでいる分でございます。避け難い理由によりまして令和5年度内に支出が終わらなかった分につきましては、翌年度、つまり令和6年度に繰り越した金額について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を行うものです。

繰越計算書、表紙の次のページをお願いいたします。

表の支出負担行為額から支出済額を差し引いた金額となり、翌年度繰越額でございます。

まず、土木費につきましては、道路メンテナンス事業の柳井原大橋の補修工事に関する事業でございます。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害及び公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分合わせて4事業でございます。

表の合計欄をお願いいたします。

支出負担行為額合計額10億508万1,279円から、支出済額6億973万9,712円を差し引いた3億9,534万1,567円を令和6年度に繰り越すものです。

繰越しに至った理由につきましては、表の左端の説明に記載しております。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者です。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第6 報告第3号 令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、報告第3号「令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、報告第3号、令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次のページを御覧ください。

令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、第2第4配水池間老朽管（送水管）更新工事、予算計上額3,500万円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額3,500万円です。左の財源内訳は、企業債が2,000万円、国庫補助金が1,000万円、損益勘定留保資金500万円でございます。

本事業は、芦屋田牧野間の旧上水の水道施設等更新工事であります。財源のうち、国庫補助金は国の補正予算が充てられており、令和5年第4回定例会において予算議決をいただいたもので、適正工期が確保できず、年度内完了が困難になったことにより繰り越すものです。

事業名、金内橋配水管災害復旧工事、予算計上額792万円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額792万円。左の財源内訳、国庫補助金467万9,000円、工事負担金324万1,000円。

本事業は、昨年度崩落した金内橋に添架する配水管の災害復旧工事で、添架する熊本県発注の橋梁設計に不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難なことになったことにより繰り越すものです。

前のページに戻ってください。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第7 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） 報告第4号について説明いたします。

報告第4号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、光通信事業及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスなどの通信事業、やまと文化の森の管理運営、山の都地域しごと支援事業の受託、学習事業にも取り組んでいます。資本金は2,000万円で、株主総数は91人です。株式400株の内訳は、町が200株、1,000万円、個人出資分は161株、805万円、自社株39株、195万円で構成されております。

それでは、1ページをお開きください。役員構成が記載されております。役員は、取締役5名と監査役2名となっております。

2ページに、事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数39名となっております。

会議の開催状況は、株主総会と役員会が5回開催されております。

3ページに移ります。各事業部門ごとの事業内容、受注額、受注原価等を記載してあります。

まず、人材派遣事業部は、町立保育園5園へ派遣社員9名、ケアマネジャー4名、そよう病院8名、浜美荘1名と派遣契約し、その労務管理を行っているところです。受注額の7,102万3,000円から受注原価6,511万9,000円を差し引いた粗利が590万4,000円となっております。

地籍調査事業部は、矢部地区、田所・成君の一筆現地調査を実施しております。受注額8,002万円から受注原価3,448万6,000円を差し引いた粗利は4,553万4,000円となっております。

企画事業部では、中心市街地の活性化事業を主に担当し、食事処よこまち運営委託事業、そよう病院の清掃事業、山の都地域しごと支援事業、学習塾事業、やまと文化の森の管理運営、中活協事務局、イベント備品貸出し事業など、幅広く取り組んでおります。受注額2,174万7,000円から受注原価3,495万4,000円を差し引いた粗利がマイナス1,320万7,000円となっております。

通信事業部では、町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスを実施しています。受注額6,483万9,000円から受注原価5,229万9,000円を差し引いた粗利が554万円となっております。

次に、4ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部から申し上げます。

左側の流動資産は、当座資産、棚卸資産、その他流動資産等を合わせまして、8,738万2,980円となります。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせまして、1,372万9,140円、資産合計1億111万2,120円となっております。

次に右側の負債の部です。流動負債が未払金、預り金、未払消費税等を含めまして、1,531万5,044円となります。固定負債の30万円を加えまして、負債合計1,561万5,044円となります。

純資産の部です。

資本金、利益準備金、繰越利益剰余金を含めまして、純資産合計8,549万7,076円になりました。負債、純資産合計1億111万2,120円という結果となっております。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

売上高ですが、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地積事業収入、通信事業収入、家賃収入を合わせまして、2億3,812万9,030円が売上総額でございます。

次に、売上原価です。期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、商品仕入高、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の売上原価の合計が1億1,553万1,359円となり、1億2,259万7,671円が売上総利益となっております。

次に、販売一般管理費につきましては、人件費、事務費、消耗品費、地代家賃等の合計となります。1億882万654円でございます。売上総利益から差し引いた営業利益が1,377万7,017円となります。営業外収益16万3,243円を加えまして、営業外収益を差し引いた経常利益が1,387万3,602円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税を合わせた法人税等充当額を差し引いた当期純利益が1,034万2,244円となります。

次に、6ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

利益剰余金欄の繰越利益剰余金を御覧いただくと、前期末高5,690万7,332円に当期利益の1,034万2,240円を加え、配当株主、利益準備金等を差し引きまして、期末残高が6,624万7,076円となります。この数字が4ページの貸借対照表、右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となっております。

以上、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第8 報告第5号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、報告第5号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 報告第5号について御報告させていただきます。

報告第5号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を添付し、報告する。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

清和資源につきましては、平成13年6月に、測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。役員は、取締役2名、監査役2名となっております。平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

それでは、令和5年度の経営状況について御説明をいたします。資料の下のほうに記載してありますページ数にて説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき、1ページ目でございます。

1ページは、一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。町からの受託業務としまして、地籍調査に伴います一筆調査、閲覧業務及び日本型直接支払に伴います多面的機能支払事業管理状況調査としまして、8,423万8,000円の収入となっております。その他の測量業務としまして、571万5,740円の収入となっております。

2ページは、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。

令和5年度の持ち込み頭数の実績としましては、前年度比約16%の増加となっております。販売量につきましては、前年度と比較すると約7%の増となっております。

それでは、3ページからの第23期の決算報告書で御説明をいたします。

5ページの損益計算書を御覧ください。

売上げです。測量設計受託収入8,423万8,000円、測量助手人夫賃収入としまして571万5,740円となっております。また、鳥獣処理加工施設における精肉加工品販売収入1,848万7,371円、有害獣施設受託収入517万円、運賃収入152万1,130円、売上値戻り高、マイナスの3,401円、純売上高は1億1,512万8,840円となっております。

当期製品製造原価1,309万9,432円を差し引きまして、売上総利益は1億202万9,408円でございます。当期製品製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に関するもので、内訳は7ページに記載しておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。

5ページ、損益計算書左側の中ほど、販売費及び一般管理費といたしまして、6,169万1,378円でございます。この販売費及び一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

5ページの損益計算書、これらの一般管理費を売上総利益から差し引き、営業利益が4,033万8,030円となっております。

その他営業外収益を足して、経常利益が4,054万5,847円となっております。

特別利益としまして、貸倒引当金戻入3万6,000円、前期損益修正益55万2,750円、合わせて58万8,750円。

特別損失としまして、貸倒引当金繰入3万8,000円で、税引前の当期純利益が4,109万6,517円となっております。

法人税、県民税、事業税、町民法人税等を合わせました法人税等充当額1,445万3,700円を差し引いた当期純利益は2,664万2,897円となります。

4ページをお願いいたします。貸借対照表の一部について説明させていただきます。

右側下段の純資産の部を御覧ください。

下から2段目、現在の純資産は2億3,223万3,917円となっております。内訳としましては、5ページの損益計算書による当期の純利益が2,664万2,897円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の2億259万1,020円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は2億2,923万3,917円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は2億3,223万3,917円となっております。

なお、10ページに、清和資源とジビエ工房の決算を切り分けたものをつけておりますので、後ほど御覧ください。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況報告でございます。

○議長（藤澤和生君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第9 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） 報告第6号について説明いたします。

報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承、啓発し、また、自然景観を活用することで、地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取組を行っていただいております。

それでは、令和5年度の経営状況について説明いたします。昨年度、令和4年11月に熊本県立劇場で上演し好評を博したONE PIECEと人形浄瑠璃清和文楽のコラボレーションによる

「超馴鹿（チョッパー）船出冬桜」を清和文楽館の舞台に合わせてリメイクし、3月から定期公演を始めたところです。

まず、2ページを御覧ください。

役員等に関する事項ですが、理事4名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、職員に関する事項です。職員は7名、このほかパート12名と、清和文楽人形芝居保存会が9名となっております。

次に、4ページをお開きください。

管理施設の概要と法人会議の経過として、理事会、評議員会、監査等の開催状況が記載されているところです。

5ページをお開きください。

3、利用者数の状況ですが、前年度を上回る集客ができました。文楽館、天文台、物産館合わせまして、令和5年度は13万678人の利用がっております。対前年比1万6,093人増加しているということでございます。

各施設の事業報告につきましては、6ページから17ページにかけて記載してありますので、概要を申し上げたいと思います。

まず、清和文楽館です。伝承事業として、定期公演、予約公演、特別公演合わせまして160回の公演が実施されました。5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、9月に通潤橋の国宝指定、令和6年2月には九州中央道山都通潤橋インターチェンジが開通するなど、好条件がそろい、予約公演も増加いたしました。県内小学生の社会科見学では、100校7,635人が利用されました。

また、文化財総合活用推進事業に取り組み、太夫・三味線の稽古、人形遣いの基礎稽古を実施いたしました。加えて、夢チャレンジ事業では、ワークショップ、人形かしら手足の修理研修ですとか、PR活動、公演・視察研修が実施されたところです。

対外事業としまして、県内外15か所で公演やワークショップが実施されております。また、姉妹提携をしている熊本県と韓国・忠清南道の交流拡大を図るため、同地開催の大百済典において、清和文楽が公演なされたところです。

新作制作につきましては、熊本県、山都町、山都町教育委員会、清和文楽の里協会、清和文楽人形芝居保存会で実行委員会を組織し、オブザーバーとして淡路人形協会、熊本県立劇場の協力を得ながら新作制作を進めているところです。脚本・演出に横内謙介氏、音楽に藤原道山氏を迎え、山都町文楽館サイズにリメイクしました人形浄瑠璃清和文楽×ONE PIECE「超馴鹿船出冬桜」を本年3月30日、31日の2日間、公演がなされ、満員のお客様の下、好評を博す舞台となっているところです。

11ページをお開きください。清和物産館になります。

通潤橋の国宝指定や高速道路開通効果から、来客数と売上げの増加につながりました。あわせて、台湾からのインバウンドが増え、団体や個人、それぞれの旅行者が目立つようになっております。また、オリジナル商品として、クリームまんじゅうやワンピース公演に合わせて制作した

手ぬぐい、缶バッチ等を販売いたしました。栗加工品につきましては、お中元、お歳暮、引出物や清和の土産として利用が増えております。

15ページに移ります。天文台になります。

夜の天体観測会では、メインの大型望遠鏡と新たに導入した電子望遠鏡を活用し、宇宙の美しさを体験していただきました。また、全国旅行支援事業「くまもと再発見の旅」が実施されたため、宿泊売上げの下支えになったところです。しかしながら、ここ数年、天候不良や異常気象により天体観測会が実施できない日が増加傾向にあり、今後、室内でも楽しめる新たな天文台運営が求められる状況となってきているところです。

19ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部、1、流動資産ですが、(1) 小口現金 (2) 普通預金、(3) 未収入金等、(12) 仮払消費税までを加えました流動資産合計が3,585万7,836円となります。

固定資産につきましては、基本財産、特定資産、その他固定資産を加えまして、固定資産の部合計が1億1,432万2,981円となります。

一番下の段になりますが、資産の部合計におきまして、1億5,018万817円となっております。

20ページ、負債の部を御覧ください。

流動負債につきましては、買掛金、未払金、未払法人税等、前受金などを合計しまして、流動負債合計3,580万175円となりまして、2段下の負債の部合計が同額となりますが、3,580万175円となっております。

正味財産の部です。指定正味財産が3,000万円、一般正味財産は8,438万642円、正味財産の部合計が1億1,438万642円となります。

一番下の負債及び正味財産の部合計が1億5,018万817円となっているところです。

21ページをお開きください。

正味財産増減計算書内訳表を御覧ください。御覧のとおり、清和文楽、物産館、天文台、法人会計、合計と分かれておりますが、合計の欄で説明させていただきます。

まず、経常収益です。一番下の合計欄となります。

文楽館の収入ですが、公演料、見学科、施設利用料収入、出張公演収入、受託料収入、町費補助金等収入を合計しまして、3,056万2,114円の収入です。

物産館の欄です。物産館販売売上、受託販売手数料、受託販売売上、国費補助金等収入、加工事業収入、物産館食堂収入等を含めまして、合計1億355万3,010円となります。

天文台の欄です。天文台物品売上、観測料、宿泊料、受託料、国費補助金等収入、天文台食堂収入等を合わせまして、3,072万6,515円となります。

法人会計は1,103円となります。

総合計1億6,484万2,742円となります。

次に経常費用になります。22ページをお開きください。

下から8段目になります。経常費用計の各施設ごとに合計額のみを申し上げます。

文楽館の欄です。合計3,644万873円、物産館合計9,319万6,500円、天文台合計2,894万9,711円、

法人会計合計509万7,744円、総合計1億6,368万4,828円となります。

すぐ下の段を御覧ください。当期経常増減額を申し上げます。合計のみ申し上げます。115万7,910円となります。

22ページから23ページにかけて、経常外収益、経常外費用、法人税・住民税・事業税の各費用を含めまして、当期一般正味財産増減額は474円となっております。

一般正味財産期末残高は8,438万642円となり、指定正味財産期末残高3,000万円を加えまして、23ページ一番下を御覧ください。正味財産期末残高が1億1,438万642円となっているところです。

25ページをお開きください。

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高です。当期末残高で1,973万3,474円となっております。

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高となります。内訳は御覧のとおりとなっております。

26ページをお開きください。

基本財産及び特定資産の明細です。一番右の欄の期末帳簿価額で申し上げます。基本財産3,000万円、特定資産計6,458万9,507円となっております。

財政運営資金欄の当期増加額848万6,500円は、令和4年度事業の地域の稼げる看板商品創出事業の観光庁補助金、令和5年度に収入されたものが主なものとなっております。

また、当期減少額348万6,497円につきましては、清和文楽新作制作事業に係る負担金を取り崩したものが主なものとなっております。

以上、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第10 報告第7号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、報告第7号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、報告第7号について説明いたします。

報告第7号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し、報告する。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

有限会社「虹の通潤館」につきましては、令和5年5月15日、熊本地方裁判所により破産手続開始決定がなされまして、その翌日から破産管財人により破産者の財産の換価等が行われ、令和6年3月15日に換価等が完了いたしました。そのため、令和5年5月16日から令和6年3月15日

までを清算確定事業年度として決算を実施されましたので報告いたします。

なお、清算に係る決算報告のため、事業報告書及び監査報告書等の書類はございません。また、用語としまして、換価とは財産を処分してお金に換えること、未回収の債権を回収することの意味となっております。

それでは、清算確定事業年度の決算状況につきまして説明いたします。

2ページ目を御覧ください。貸借対照表となります。

資産の部です。左側の流動資産は、現金及び預金が268万2,204円となります。

次に、右側の負債の部でございます。流動負債が買掛金、未払金、未払費用を含めまして、4,909万1,197円となります。固定負債の4,383万6,410円を加えまして、負債合計9,292万7,607円となります。

純資産の部を御覧ください。資本金、利益準備金、別途積立金、繰越利益剰余金を含めまして、純資産合計、マイナスの9,024万5,403円という結果となりました。

実際のところ、資本金、利益準備金、別途積立金につきましては、前回決算時、台帳上残っていた数字ということでもあり、実際のところ現金は残っていない状況でありました。また、繰越利益剰余金につきましては、会社の状況が赤字のため、マイナスの数値となっているところでございます。

次に、3ページ目の損益計算書を御覧ください。

売上高及び売上原価はございません。

次に、販売費及び一般管理費の合計が96万6,036円でございます。営業外収益117万2,300円を加えたところで、経常利益が20万6,264円となり、特別損失の債権放棄損失が191万2,695円となります。

当期純損失としまして、170万6,431円となっているところです。

本決算の状況を一言で表しますと、資産としまして、現金及び預金を268万2,204円持っている会社が9,292万7,607円の負債を抱え清算に至るという結果に至ったということでございます。

清算確定事業年度の決算報告につきましては以上でございます。

ここで改めて、有限会社「虹の通潤館」の破産手続廃止について御報告をさせていただきます。

令和6年5月23日、第4回目の債権者集会をもって破産手続が終了いたしました。翌24日に熊本地方裁判所裁判官より、破産者の清算が終了する前に破産手続を終了させる破産手続廃止決定がなされたところです。破産法217条第1項に基づくものです。

内容につきましては、破産者、有限会社「虹の通潤館」、主文、本件破産手続を廃止する。理由、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足と認める。期日、令和6年5月24日です。

破産手続の流れを説明いたします。破産手続を廃止するとは、破産者の清算が終了する前に、破産の手続の費用を支弁できず、債権の配当ができない場合に、破産手続廃止決定となることを言います。また、全ての債権まで弁済した場合は破産手続終結決定となります。

今回の場合は、回収額より財団債権が大きく、財団債権の一部及び一般債権まで配当が回りま

せんでしたので、破産手続廃止決定となっております。

なお、今回の弁済の状況につきましては、破産管財人報酬、事務費などに充当され、公租である国税、地方税、公課である社会保険料、元従業員への労働債権などには案分により弁済されたところがございます。

最後に、取引先の買掛金などの一般債権に配当することができませんでしたので、債権は消滅することになります。

今後、官報へ公告がなされ、裁判所が職権で破産廃止決定の登記が行われるところです。これによって、会社の法人格は完全に消滅することになります。

以上、有限会社「虹の通潤館」の経営状況の報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第11 議案第37号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第37号「専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明する前に1点訂正をさせていただきます。

先ほど報告いたしました報告第2号、令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越し計算書についての説明の中で、説明欄が右側にあるのを左というふうに発言してしまいましたので、訂正しておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第37号について説明をいたします。

議案第37号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第10号）について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。令和5年度山都町一般会計補正予算（第10号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので専決処分を行ったものです。これが議案を提出する理由です。

それでは、予算書で説明いたしたいと思っておりますので、19ページの歳出から説明をいたします。

まず、全体を通しまして、事業費の確定に伴い、補助金の変更や財源組替えの調整を行っております。

2款1項総務管理費です。25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費、26目SDGs推進事業費及び31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費は、実績確定に伴い減額を行ったもの

です。

21ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費は、児童相談管理システム導入に係る補助金について、補助金の申請を行わなかったことから一般財源に組み替えるものです。

4款1項6目環境衛生費は、権限移譲事務分の県委託金の交付金確定に伴い財源組替えを行うものです。

次のページ、22ページをお願いいたします。

5款1項農業費です。

3目農政費は、企業版ふるさと寄附金を充当し、財源組替えを行うものです。

12目大矢野原演習場対策費は、事業実績に応じた補助金の一部について年度内の受入れができなくなり、一般財源で補填するものです。なお、補填分につきましては令和6年度に受け入れることとなります。

14目単独土地改良費は、実績確定に伴い減額を行ったものです。

5款2項2目林業振興費は、事業費の確定に伴い、財源として森林環境整備基金繰入金の調整を行ったものです。

6款1項8目観光施設整備事業費は、起債対象事業の調整を受けて、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

24ページをお願いいたします。

7款2項道路橋梁費です。

2目、4目、7目、12目は、それぞれの事業において事業費の確定により起債対象事業の調整を受けて、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費は、実績額に応じた交付金の年度内受入れができなくなり、一般財源で補填するものです。なお、補填分につきましては令和6年度に受け入れることとなります。

25ページをお願いいたします。

7款3項2目河川等災害関連事業費は、起債対象事業の調整を受けて、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

7款4項1目公営住宅等管理費は、補助金の増額に伴い財源組替えを行うものです。

10款災害復旧費につきましては、現年度及び過年度農業施設災害復旧費で、事業実績に応じた補助金の一部について年度内の受入れができなくなり、一般財源で補填するものです。これにつきましても、補填分につきましては令和6年度に受け入れることとなります。

現年度林業施設災害復旧費と過年度公共土木施設災害復旧費は、起債対象事業の調整を受けて、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

現年度公共土木施設災害復旧費は、補助率の確定に伴い財源組替えを行うものです。

11款公債費は、地方債返還に係る財源の状況を踏まえまして、減債基金からの繰入れを不要とし、財源組替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

12款2項基金費です。

11目ふるさと応援基金費は、ふるさと寄附金増額を積み立てるものです。

12目国宝「通潤橋」保存活用基金費は、通潤橋に関連した諸収入を積み立てるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から14ページの13款交通安全対策特別交付金につきましては、補正第9号の後に確定しました金額に合わせて今回補正を行ったものです。

その中で、14ページ、12款地方交付税につきまして説明をいたします。

今回、交付税額が確定しましたので、特別地方交付税3億9,448万3,000円の増額補正をし、総額で62億7,110万8,000円となるものです。令和4年度と比較いたしますと、約2億1,700万円の増となるものです。主な要因といたしましては、特別交付税の増加並びに臨時財政対策債の発行可能額が減少したためでございます。

15ページの16款国庫支出金から16ページの17款県支出金などの特定財源につきましては、歳出予算のところで確認いただいておりますので省略いたします。

17ページをお願いいたします。19款寄附金につきまして説明いたします。

一般寄附金の106万2,000円は、9件の寄附があったものです。ふるさと寄附金、企業版ふるさと納税寄附金につきましては、歳出予算のところで確認いただいておりますので省略いたします。

20款2項基金繰入金です。それぞれの事業の確定によりまして、財源調整を行い、各基金に繰り戻すことといたしました。補正額には三角の印を示しております。

18ページ、23款町債につきましては、事業実績に基づきまして財源調整を行うものです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。補正第9号の後に追加した3事業、3億7,808万5,000円と、事業費を変更した18事業、26億6,217万4,000円となります。そのうち主なものとしましては、道路、河川及び住宅関係の事業が2億3,698万7,000円、中央グラウンド周辺整備事業3億3,018万9,000円となります。災害復旧事業19億3,276万6,000円です。今回の事業の追加及び事業費の変更により、繰越明許費は37事業、総額で36億6,118万1,000円となります。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。事業費の確定により、それぞれ起債限度額を調整したものです。続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億6,495万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年3月31日専決、山都町長職務代理者です。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 民生費の児童福祉費で267万2,000円の財源の組替えがっておりますが、先ほどの説明によりますと、補助金の申請を行わなかったということでした。なので、補助対象であれば、一般財源を使わなくとも少しでも収入があればと思ったものですからお尋ねなんです。この補助対象事業の事業名と、なぜ補助金申請を行わなかったかの理由をお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。民生費で、財源の組替えを国県支出金から一般財源のほうに財源組替えをいたしております。この経緯につきましては、補助事業におきまして補助金の申請を行わなかったという事務的なミスでございます。

経緯を申しますと、この事業は今年4月に開設するこども家庭センターに係る児童家庭管理総合システムの補助事業です。令和5年9月補正にて補助金を計上いたしております。所要額調査の時点では、子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金という事業名で所要額調査が行われております。その後、12月に補助金交付申請の依頼があつておまして、その時点では子育て家庭支援事業ということで、事業名が違う形で依頼がなされております。そこで違う補助事業であると認識して、補助金の申請処理を怠った経緯がございます。

実績報告が3月27日に県から依頼がありまして、その補助申請をしていなかったことに気づき、県との調整を数回行っておりました。しかし、県のほうが2月補正で減額補正をしているということで、流用等できないということで、補助の取下げを行った経緯がございます。

本件については、こども家庭庁の発足により補助メニューがかなり増加しておまして、その対応が遅れていたことが一つの原因でございます。県とのやり取りの中で確認作業も怠ったということは否めない状況でありますので、深く反省をしているところです。

再発防止に向けて、現在、県からのメール等のやり取りがかなり増えておりますので、担当1人でなく、職員間、係内でメールの共有をするなど対応を行い、改善策を行っております。補助事業であります、一般財源の持ち出しになったという事務処理の対応をしてしまったことに対しては深く反省をしているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 課としましては、再三、県との救済策ということで、どうにかできないかということで何回かお尋ねをされたという、交渉された経緯は今分かりました。しかしながら、やっぱり機構改革によって増員があったんじゃないかなと思いましたが、いま一度、その課の体制をしっかりと整えてほしいと思いますが、この件について副町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） まずは今回の件につきましては、最終的に事務処理ミスになりますので、その件について、すぐ報告を受けまして、県とのやり取りを担当者、県の課長とはやったということでございましたけれども、その後、私のほうもまた再度、県の上層部のほうの課とも相談し、検討しましたけれども、やはりこれについてはもう期限が過ぎているということで致し方ないということでした。これについては担当の説明もありましたけれども、県と市町村のやり取りの中でそごがあったということで、県のほうもその点については瑕疵を認めていただきました。ただ、これは国の補助金ですので、事務処理上できませんので、そこはもう仕方がないということ。

その後、担当が言いましたけれども、事務処理の手續の瑕疵について、どうやってそういったミスを防ぐかということについて、しっかりと議論をしたところであります。そしてまた、職員の処分に関する訓令に定めた規定がございますので、その中で職員の処分をしなければならないということで、審査委員会のほうで。審査委員会については私が委員長でありますので、審査委員会をしまして、前例、過去の訓令に基づいて処理をし、最終的には訓告ということで処理させていただきました。本人及び課長のほうを処分して、今後こういったことがないようにということで十分したところであります。

これにつきましても、非常に職員の事務処理が多岐にわたって大変なところもありますけれども、それは言い訳にはなりませんので、今後そうしたことのないように全課を挙げて、課長会議でも再三、そのことについては注意をしているところであります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 19ページに、物価高騰対応生活支援補助と、それから、キャッシュレス決済の減額補正があっっていますけど、この理由について補足説明をお願いします。

それと、19ページの給食用の有機米購入と、次のページの給食用の野菜購入費も合わせて90万円ほど減額になっていますが、この理由を説明ください。

それと、22ページの自力復旧事業についても890万円の減額になっている理由を説明ください。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず、物価高騰対応生活者支援補助金ですが、これLPガス使用世帯の支援事業となっております。予算額3,285万4,000円に対しまして、

事業費1,914万1,000円となっております。その分の1,371万3,000円分のマイナス補正です。

L Pガスの契約者の把握は難しく、当初4,500件程度の申請を見込んでおりましたが、申請者が2,537件、補助金で言いますと1,522万2,000円とあと委託料です。

この件に関しまして、ガス事業者から戸別の配布や本町の広報紙、ホームページへの掲載を行っておりますが、申請者の数が伸びなかったというところがございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、まず学校給食用の有機米の購入費について回答したいと思います。

令和5年度の納入実績が6,690キロ、およそ112俵となっております。これにつきましては、各学校に10キロ袋単位で配送しているところがございます。これにつきましては、事業費の確定ということで、学校からの注文による実績という形になっております。

それから、学校給食用の有機野菜の購入費でございますけれども、当初予算59万4,000円で、実績が36万6,976円ということで、その差額分を減額させていただいておりますけれども、当初1か月分を想定していたところがございますけれども、ふるさとくまさんデー実施月が8か月ということになっておりました。あと、今年の1月分については学校教育課の対応ということで、3か月分が予算残という形になっております。

それから、山都町農地及び農業施設災害自力復旧事業の補助金に関してですけれども、令和5年度末で実績を確定させたものでございます。これまでの実績額として2,109万1,000円を支出しているところがございます。件数で170件程度となっております。まだ未申請の部分もありますので、これにつきましては繰越予算及び令和6年度の当初予算を合わせまして、2,372万6,000円に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。キャッシュレス決済ポイントの減額につきましてですが、まず、キャッシュレス決済ポイント還元事業がどういったものかについて説明をさせていただきます。

昨今の物価高騰の影響を受けている町内事業者への売上げ対策、回復、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通に伴う本町の誘客対策、閑散期となる冬場の消費喚起及び地域観光支援事業として、それを目的として消費喚起を促すためにキャッシュレス決済ポイントを実施したところです。

こちらの予算につきましては、昨年の9月補正予算第6号で3,279万4,000円を計上いたしましたところです。その内容としまして、還元率20%、還元上限1回当たり6,000円ということで、期間上限が3万ポイントとなっております。

対象期間につきましては、6年1月5日から2月29日まで行いまして、その事業費総額が2,631万7,747円ということで、当初予算計上の3,279万4,000円、実績額は2,631万8,000円ということ

で、その差額を減額補正いたしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 実績に応じて減額されていくというのはもちろん理解をするんですけど、大きな減額については、その事業そのものの在り方も、次に生かしていただきたいと思って質問をしています。

もう一つ、自力復旧事業については先ほど、これからの申請もあるからということで、たしか当初予算にも2,000万円予算が組まれていましたので、それと合わせてということで御報告いただいたので、申請漏れがある方には丁寧なお知らせをさせていただけるものなのかというのと、それから、キャッシュレス決済については、これが出たときにも質問しましたが、キャッシュレスと商品券ですね。なかなかキャッシュレス決済になじみのない方には商品券のほうがいいんじゃないかということも申し上げましたが、これだけの残があるのはもったいないなと思いました。

なので、たしかインターの開通とかいろんなを見越してということをおっしゃられたと思うんですけども、やはり消費喚起ということ言えば、今後はこういうことがあれば商品券も検討していただきたいと思いますが、その辺の見通しとかもあればお答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 自力復旧事業につきましてですけれども、現在、まだ現地のほうがなかなか入れないという部分もありますので、その分については、全て申請対象者というのはこちらで把握しておりますので、未申請がないようにお知らせのほうはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） キャッシュレス決済ポイント還元事業についてお答えいたします。

御指摘のとおり、高齢者向け、いろんな意味で考える必要があるかというふうに思っております。中身の検証をいたしたところ、店舗数も前回よりも数十店舗伸びております。また、取引額も488%の伸びというところで伸びています。また、年代別の利用者におきましても、40代、50代、60代の伸びもそれぞれ150%以上ということで、利用率も高齢者の方も上がっているという事実もございますので、この事業につきましては、そういったところも含めて効果があったのではないかというふうに考えております。

また、御指摘ありました商品券等につきましては、こちらの事業検証等を含めまして検討はいたしたいと思いますが、現在のところは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第38号 専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第38号「専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第38号について御説明いたします。

議案第38号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

次のページをお願いします。

専決第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、専決処分する。

令和6年3月31日、山都町長職務代理者。

本案につきまして、令和5年度保険給付費等交付金の特別交付金の交付額が予算から大きく減少したことにより、歳出の一部に財源不足が生じたため、当該不足額について、財政調整基金の取崩しによる財源組替えとして補正するもので、予算総額に変更はございません。

なお、県の特別交付金額決定の期日が令和6年3月29日で、当該期日以降、年度内に議会を招集する時間的余裕がないことを理由として、専決処分に付するものです。

歳出から御説明いたします。

8ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分1,647万1,000円、及び6款保健事業費2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費17万7,000円は財源組替えです。

続きまして、歳入です。7ページをお願いします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金、マイナス1,664万8,000円。

7款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金1節基金繰入金が1,664万8,000円です。

なお、県の特別交付金の交付額が減少したところを確認しましたところ、配分するための指標が10項目ほどございまして、その中で特に2項目について達成できなかったことでの減額となっております。一つ目が、被保険者1人当たり医療費を抑制できなかったこと、二つ目が、保険税の収納率が下がったことが大きな要因となっております。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月31日専決、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおりに承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案どおり承認されました。

日程第13 議案第39号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を 求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第39号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報

告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 議案第39号について御説明をします。

議案第39号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町税条例の一部改正について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

本案は、国の令和6年度地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、そのほか関係する政令及び省令が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることになるため、専決処分により、山都町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容につきまして、説明資料により御説明をします。

資料は43ページ目から44ページ目、後ろから2枚となっております。

43ページをお願いします。

まず、町長職権による税額の減免を可能とする規定の追加について御説明をします。

大規模災害があった際に、被災地においては災害減免の適用が明らかな場合も、減免の適用を受けようとする者は申告書を提出しなければなりません。これを今般の能登半島地震の発生なども踏まえ、町長職権による減免もあり得ることを定めるものです。

次に、個人住民税の定額減税について御説明をします。

定額減税は、令和6年分の所得税と令和6年度分個人住民税で実施されます。このうち町県民税である個人住民税の減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円です。このうち町民税の減税額は所得割の税率を当てはめると1人6,000円相当になります。減税の対象は、合計所得が1,805万円以下の納税者になり、減税の時期は今年6月からになります。なお、町民税の減税の規模は約4,000万円と算定しています。

次に、公益信託制度の見直しに伴うものについて御説明をします。

各種寄附については、法律や条例で定めるものについて税上の優遇措置があります。このうち公益信託に係るものについては金銭によるものに限られていました。これが公益信託制度の見直しの中で、例えば株式や債券など金銭以外の寄附についても税上の優遇措置の対象とされたものです。なお、公益信託制度とは、個人や法人が金銭などの財産を学術や慈善など公益の目的のために、そのような活動をする信託銀行等に寄附などをする制度です。

次に、固定資産税関係のうち、土地に係る負担調整措置の継続について御説明をします。

今回の改正により、令和8年度までの3年間、この措置が延長されることになります。土地の負担調整措置には、3年に一度見直す土地の評価額が急激に変動した場合に、税負担の急な動きを緩和するものがあります。例えば土地の評価額が急に上がったときには、税額の計算の基になる課税標準額の1年間の上昇率を5%に抑え、税負担の急激な増加を抑えます。

次に、新築の認定長期優良住宅に係る特例の申告手続の緩和について御説明をします。

耐震性や省エネルギー性などに優れた長期優良住宅は税上の特例措置があり、この特例を受けるには、住宅の所有者が申告書を提出する必要があります。これを分譲マンションが特例に該当する場合は、区分所有者がそれぞれ手続をするのではなく、1棟単位での手続、具体的には管理組合の管理者などが申告手続をすることを認めるようにするものです。

次に、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長等について御説明をします。

太陽光発電設備や風力発電など再生可能エネルギー発電の設備について、一定の要件を満たすものは、課税の初年度から3年間、税上の特例措置があり、この期間が令和7年度まで2年間延長されます。また、バイオマス発電設備のうち、発電出力が1万キロワット以上、2万キロワット未満で、木質バイオマスと稲わら、もみ殻など、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを利用するものは課税標準額を通常の7分の6とするものです。この割合は、地方税法により7分の6を参考に一定範囲内で市町村が条例で定めるようになっており、本町では7分の6とするものです。

次に、一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例措置の延長等について御説明をします。

改正は、この適用期限を令和7年度までの2年間延長するものです。一体型滞在快適性等向上事業とは、居心地がよく、歩きたくなるまちなかの形成を目指すもので、民間事業者などが市町村の取組と併せて行う事業とされています。都市再生整備計画に基づき、民間事業者が市町村の実施事業と一体的に整備した広場や通路などの部分の課税標準額を5年間2分の1に軽減する措置としています。この軽減割合についても、地方税法により2分の1を参考に一定の範囲内で市町村が条例で定めるようになっており、本町では2分の1とするものです。

このほかの改正は、字句の整理や引用している条文のずれに対応するものなどとなっています。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 附則の施行期日なのですが、16ページになります。ここの後段、(2)のところなのですが、令和6年法律第のところが空白なんですね、第何号のところ。空白の施行の日の属する年の翌年の1月1日とありますが、こういう号数の空白の状態でご提案してよろしいのでしょうか。単なる疑問を感じました。この法律がまだできてないから、ここは空白なのかをお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。法律の番号が空白になっている件についてのお尋ねです。

この3月の時点ではまだ国会の審議中で、法律番号が決まっておりました。ですけれど

も、国会での審議がなされて、5月に衆議院のほうで認められて、そのときに法律番号は確定しておりますが、3月の時点では見込みで上げるというやり方で、こういう空白での改正という形になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第40号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第14、議案第40号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第40号について御説明いたします。

議案第40号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

次のページをお願いします。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和6年3月30日、山都町長職務代理者。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日に施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

次のページから改め文がございました。

その次のページから新旧対照表となっております、左側が現行、右側が改正後になります。下線を引いている箇所が今回改正にかかるところでございます。

最後のページに資料をつけておりますので、御覧ください。

令和6年度税制改正の大綱におきまして、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、経済動向を踏まえ、保険税の軽減判定基準についての見直しが行われたものです。

具体的には、真ん中ほどの赤の点線枠内に記載のとおり、課税限度額を104万円から106万円に、その内訳は、後期高齢者支援金等課税額につきまして、22万円から24万円に引き上げられました。また、下段、緑枠の中の記載のとおり、軽減判定の所得が5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、また、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げられました。

この改正によります国民健康保険税の影響につきましては、様々な要因を含んでおり、一概に比較はできませんけれども、令和6年度と令和5年度を被保険者数並びに調定で比較しますと、被保険者数においては123世帯が減少し、調定が約950万円ほど減額となっております。

また、国民健康保険における被保険者数の中でも、前期高齢者、いわゆる65歳から74歳未満の方の割合が50%を超えておりますし、また、この方々が毎年度、後期高齢者医療への移行をされておりますので、この人数には含まれているものです。

3ページ、改め文にお戻りください。

附則。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この前の補正予算のところ、交付金が減額になりましたという説明の中で、なぜかということで、医療費の増大と保険料の収納が低かったということがいわゆるマイナス要点で、交付金を減額しましたよということでございました。

しかし、今回の、これはもう仕方ないことなんです、22万円から24万円に上がるとなると、またそこに負担が大きくなるわけなんです。片方では収納が難しいと、片方では今度上がると、その差がまた大きくなりますので、この収納率アップに対してというのが大変じゃないかなと思いますが。

また、この交付金がこのように削られたということは、そこに対策をしなくしなければならないと思いますが、この税金も上がるわ、滞納は増えるわで、そこをどのように対応して

いかれるのかなという心配がありますので、今お持ちの考えがあれば教えていただきたいと思
います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 議員がおっしゃられるように、もう令和4年度以降、も
もと単年度収支は赤字になっておりまして、令和3年度に法改正がなされまして、山都町におい
ては税率の改正は今のところずっと行われておりませんで、税率の改定も少し頭にはよぎって
おりますけれども、国保運営協議会におきましても、まずはちょっと基金のほうからの投入で、
税率を上げることはちょっと今のところは控えているところではございます。

また、先ほどの減税、軽減について広くなる分は、軽減される方は増えるかとは思いますが、
その分については国からの補助がありますけれども、実際の調定額自体はもともとだんだん下
がっていることは事実であります。

収納については、税務住民課徴収係と共に対策を取りながら、一人一人に沿った対策を行っ
ているところではございまして、本年12月からは被保険者証が一体化になりますと、原則としては短
期被保険者証は廃止の方向で進めるよう国からは通達がっております。そこはまだ決定はして
おりませんが、等しく医療は受けさせなければならない反面、公平性がなかなか担保でき
ないところが今難しいところですので、現在もその移行までについては税務住民課の担当と共に
対策を取りながら、できるだけ収納率を上げながら、難しいんですけれども。

あと、医療費を抑えるところでは、コロナでなかなか一人一人に寄り添った対面での何回も訪
問とか支援が、なかなか指導がここ3年はできませんでしたので、一遍に抑えることは難しい
んですけれども、やはりそこで抑えていかないと医療費はもう上がる一方ですので、その底上げ
を今年度からは力を入れていきたいというところです。昨日も先生方との話の中でも計画の見直
しをしまして、やはり一人一人に寄り添って。なかなか受けられない方が重症化になる例が今も
ありまして、やはり最近でも透析になられた方が何名かいらっしゃいます。本人さんも大変です
けれども、やはりその分ずっと町、ひいては全体の税で賄っていかなくてはなりませんので、そ
この周知を行いながら。払っているから受けられるのは当たり前と言いつつも、やはり町で負
担している額が多いということも周知していく必要があるというところで、係とも計画を立てて、
今年度は特に力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並び

にその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第41号 専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第15、議案第41号「専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第41号について御説明いたします。

議案第41号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、当該条例の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

改正省令の主な内容は、地域包括支援センターにおける職員の配置の柔軟化、介護保険の総合事業の継続利用、要介護者の利用サービスの弾力化などとなります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護専門員の3職種の配置が必須ですが、センターを複数設置する場合は兼務ができるなど、3職種の柔軟な配置が可能となります。また、要支援者が要介護者になり、継続してサービスを受ける場合、サービスの対象の範囲が拡大されます。例を挙げると、町が社協に介護保険事業で委託している要支援者を対象としている介護予防教室などを利用されていた方が要介護者になっても継続して利用できるなど、サービスの柔軟化、拡大をされております。

2ページ以降が、専決処分書、改正文、新旧対照表になりますので御確認をお願いいたします。

3ページの改正文の附則を御覧ください。

この条例は令和6年4月1日から施行しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第42号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第16、議案第42号「専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは説明します。

議案第42号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者です。

次のページが、令和6年3月30日付の専決第4号の専決処分書です。

その次のページが一部改正の条例本文で、その次のページが新旧対照表となっており、左が現行、右が改正後であり、下線部分が改正部分です。

本議案は、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する法に関する省令が改正されたことにより、本町の条例を一部改正するものです。

内容としましては、町内において一定の事業用資産を取得した個人または法人に対し、固定資産税を最大3年間免除するとの規定があり、期限が令和6年3月31日までだったものを3年間延長し、令和9年3月31日までとするものです。

免除の対象は、町内において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象業種として、土地、建物、償却資産を取得した個人または法人の資本金に応じて課税免除を行

うものです。

3ページを御覧ください。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第42号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおりに承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第43号 令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第17、議案第43号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 失礼いたしました。それでは、議案第43号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

歳出から説明しますので、11ページをお願いいたします。

今回は、人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動及び会計年度任用職員の共済費改定に伴う補正を行っておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整ですので省略いたします。

2款1項総務管理費です。12ページをお願いいたします。

1目一般管理費の25節寄附金におきまして、令和6年4月3日に発生しました台湾東部沖地震

に対し、熊本県町村会から見舞金を送ることとされ、1町村当たり10万円の申入れがあったことに対して計上するものです。

6目庁舎管理費では、10節需用費において、本庁舎男子トイレの洋式便器を3基修理するものです。12節委託料は、公共施設の脱炭素化に向けた取組を実施するために、本庁舎内の省電力化に伴う再生エネルギー整備導入等の検討を行う基本設計費用913万円を計上するものです。これは、熊本連携中枢都市圏関連事業として、都市圏構成自治体の整備計画を熊本市が代表して令和6年1月に国へ申請を行い、事業内示を受けて今回計上するものでございます。

7目監理費で12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、デジタル田園都市国家構想交付金の内示を受けて、入札参加資格審査申請及び契約管理電子契約システム導入等に係る費用を計上するものです。

13ページをお願いいたします。

11目企画費のうち、13節使用料及び賃借料において、デマンド交通システム利用料として、運行に必要な費用として115万円を計上するものです。

14目情報費では、12節委託料及び14ページの17節備品購入費において、デジタル田園都市国家構想交付金の内示を受けて、本庁舎1階の職員用端末接続のWi-Fi化とネットワーク機器購入、書かない窓口推進に係るシステム導入の費用を計上するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、12節委託料において、物価高騰重点支援給付金事業として、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯への給付金を実施するためのシステム改修費用211万2,000円と、定額減税に伴う調整給付事業を実施するためのシステム改修費用191万4,000円を計上するものです。

15ページの18節負担金補助及び交付金は、社会福祉施設等物価高騰対策支援金として、社会福祉施設等78事業所に対して物価高騰対策支援金給付を行うため、1,200万円を計上するものです。

18ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費では、12節委託料において、重度心身障害者医療費助成制度の単価変更に伴うシステム改修費用15万2,000円を計上するものです。

22ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費です。1目保健総務費のうち、12節委託料において、オンライン対応の診療機器を装備した車両を活用してオンライン診療を実施するための費用として、医療Ma a S事業委託料3,908万2,000円を計上するものです。

6目環境衛生費のうち、23ページの18節負担金補助及び交付金において、熊本連携中枢都市圏関連事業として、太陽光発電施設と蓄電池を同時に導入する場合への補助金289万円と、物価高騰重点支援給付金事業として、エネルギー消費性能が優れた家電購入に係る補助金500万円を計上するものです。

26ページをお願いいたします。

6款1項商工費のうち、3目観光費では、27ページの12節委託料において、デジタル田園都市国家構想交付金の内示を受けて観光DX事業として、デジタルマップ作成、観光施設多言語整備、

W i - F i センサー設置による観光客の情報収集等の費用2,842万7,000円を計上するものです。

4目観光施設費の14節工事請負費は、服掛松キャンプ場遊具施設撤去に係る費用116万5,000円を計上しております。財源のうち60%は阿蘇地域振興デザインセンターの阿蘇地域元気再生支援事業を充てるものです。

31ページをお願いいたします。

9款1項教育総務費のうち、3目教育振興費では、次のページの12節委託料及び13節使用料及び賃借料において、デジタル田園都市国家構想交付金の内示を受けて、小中学校に校務支援システムを導入するための費用2,026万9,000円を計上するものです。18節負担金補助及び交付金は、物価高騰重点支援給付金事業として、物価高騰による給食費上昇を抑えるための補助金571万3,000円を計上するものです。

35ページをお願いします。

9款4項社会教育費のうち、5目文化財保護費では、文化財保存整備事業補助金として、清和文楽後継者育成事業及び町指定文化財樹木伐採事業に対する補助金89万円を計上しております。

36ページをお願いいたします。

10款2項のうち、2目過年度公共土木施設災害復旧費は、補助率の確定に伴い財源組替えを行うものです。

13款予備費は調整です。

37ページ以降は給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。

10ページをお願いいたします。

20款の繰入金のうち財政調整基金繰入金では、406万5,000円を減額計上しております。

22款諸収入につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。

23款の町債は、補助率の確定に伴い調整を行ったものです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正では、今回変更したものを計上しております。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いいたします。

令和6年度山都町一般会計補正予算。

令和6年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,400万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者です。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 22ページのM a a Sの説明をしてください。町民にどのようなメリットがあるかというの。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お手元の資料を御覧ください。M a a Sとは、今日の新聞にもありましたけれども、最近よく聞かれる言葉で、移動を伴う交通手段に何かしらの付加価値を与えて、その地域に合ったサービスや移動手段に最適なものにするように、利便性の向上とか地域における移動手段の確保のために資するもので、その中には、医療であったり、福祉であったり、観光のM a a Sがあります。その中で、医療M a a Sというものを今回、健康ほけん課のほうからデジタル田園都市国家構想の交付金を活用して事業を進めていくことになりました。

目的としましては、そこに書いてありますとおり、町のこれ概要なんですけれども、やっぱり広い面積の中に、県内において無医地区という指定のあるところが本町の中に8か所ございます。またその中に、医療機関としてはそよう病院のほかに六つの民間医療機関がございしますが、一つの病院は民間のクリニックが6年度に閉院し、また1か所の民間医院は無床診療所へと移行されており、その背景には、医師、また医療スタッフ、看護師もそうですね、の高齢化や人材不足等が深刻な状況にあることは皆さんも御存じのことと思います。

解決策としまして、医療の効率化を図るために、高齢化率が50%を超える山都町で高齢者のニーズに応えるためには、移動手段をなるべく自宅に近いところで受けられるような環境づくりができないかということで行うのが、この医療M a a Sの事業になります。

事業の概要としましては、普通車なんですけれども、10人乗りの普通車両に看護師が搭乗し、今予定しているのは僻地の診療所周辺ですけれども、無医地区、公民館等に車で訪問し、看護師サポートの下に、医療機関とオンラインにより診療を行うというものです。

また、その医師の診療の前には看護師がバイタルチェックや必要な情報の聴取をしまして、なるべく時間を長く取らず、また、主治医にもちゃんと伝えた形で、安心して診療を受けることができるような環境づくりを目指しております。

また、その医療M a a Sという車両は、マルチタスク車両として、医療に利用しない日には、そこに書いてありますとおり、ヘルスケアとして、動く保健室、または移動救護室として、行政M a a Sの形で、できるだけ住民に近いところでサービスが展開できるようにしていきたいという思いもございます。

診療の対象につきましては、赤字で書いてありますけれども、通院が困難で慢性疾患の患者を基本としております。初診であったり急性期の方はなかなかオンラインというのはまた無理な話

でございますので、比較的安定しているけれども通院をされている方に、できれば例えば4回月のうちある僻地診療の中で1回をMa a Sに変えるとか、その診療所付近で、病院にかかられている方を診療所と近くの公民館を結んでオンラインで診療するような取組を行っていきたく思っております。

これは最初から大きく拡大することは難しいので、1年目は蘇陽地区のへき地診療所周辺及び無医地区を住民の方にお知らせしながら進めていこうという目標であります。2年目が、蘇陽地区プラス清和地区のへき地診療所周辺の住民及び無医地区の住民としております。また、3年目には、1年目、2年目プラス矢部地区の無医地区の方として、だんだんに拡大して、できれば山都町全体で、どうしても不便なところでなかなか通院に困難を示されている方に、気軽にか、時間を要さない、家族に1回1回頼むのも大変というところで、そこを回避していけるような事業になればと思っております。

2ページのほうには事業費の概要がありますが、8節の旅費では、医師や歯科医師との会議での費用弁償、また、普通旅費のほうに先進地の視察として長崎県の五島市を入れております。この五島市というところが、県内では八代市のほうが先に参加され、その次にこの五島市がこの事業を展開されておまして、五島市の場合は、一つの医療機関でなく、複数の医療機関との連携で実施されているというところで、今後の山都町全体で民間の医療機関を広げていくときに、どのような形で運営されているのかを拝見できたらと思い、予算を計上させていただいております。

また、委託料のほうに本体となります医療Ma a Sの事業委託料を計上しております。プロジェクトの企画推進費としましては、医療Ma a S全体の管理の支援、それから車両運行の管理システム、また医療Ma a S事業のマニュアルの作成、それから診療を活用したオンライン診療業務の指導等に推進費用を充てることとしております。また、運用の推進費用というところでは、これはハードの部分になるんですけれども、車両搭載機器の運用ですとか、ビデオ会議システム運用などの多目的の運用の検討を構築するための推進費用としております。

また、医療Ma a Sのシステム費用の欄は、通信の初回の利用料を含む利用料が掲載してございます。この通信の中には、今回、衛星受信により、電波の悪いところでも電波が途切れることのないようなシステムを導入したいと考えております。

それから、ポータブル医療機器の機材につきましては、ちょっと後で例をお示ししますけれども、バイタル、心電図モニター、パルスオキシメーター、血圧計、体温計、ヘモグロビンA1c測定器、また、ポータブルエコー、それから、遠隔聴診器システムというのが新たに最近開発されておまして、遠隔による聴診器で診療ができるというものになっております。それから、一番下のマルチタスク車両と言いますが、車両本体の後部座席にカスタマイズして、もともとは医療に関連するベッドですとかいろんな装備をするんですけれども、それ以外にも、キャビネットですとか3段ステップ、手すり等、様々に活用できるような装備を備えての車両を構築することとしております。

そして、財源につきましては、デジタル田園都市国家構想の推進交付金が2分の1充てられま

して、残り2分の1は交付税措置の対象となっております。また、この事業につきましては、デジタル田園の推進交付事業の中でも、デジタル実装タイプ1とあって、単年度で実装までしなくてはいけないという、6番にありますとおり、短期間でよその先進事例をモデルとしながら取り組んで、環境を全て整えて、来年度にはもう実装できるような形にまでしていくというところが、このデジタル田園の、ここで言う医療Ma a S事業の交付メニューとなっております。ですので、今回ここに臨時議会と書いておりますけれども、可決いただいた後には、取り急ぎこの順を追って、スケジュールごとにオンラインの構築でしたり、配車のほうの設計を進めていきたいと思っております。

また、3番の事業により将来的に実現したい地域像には、先ほども言いましたように、高齢者が医療機関受診で、これから先がどんどん免許証返納とかも多くなりますし、連れていく人もなかなか時間を要するとかというのがありますので、そこを何とか確保できるように、身近なところで医療が受けられるように、そして生活の質を上げて、元気な高齢期を迎える住民が増えることを目標として、医療事業プラスヘルス事業、健康相談事業にも取り組んでいきたいと思っております。

ちょっと今、お話だけでしたけれども、実際にやられているモデルのところの実際の車の装備とかをお示ししたいと思います。

これが全国で一番最初に長野県の伊那市というところが、まだこのデジタル田園の交付事業がある前なんですけれども、自治体とあと企業が連携して、オンライン診療に取り組んだというところで、全てこの取組をモデルとして、今現在、全国で15か所ほど展開されております。

10ページ、このMa a Sの導入効果というところで、これはあくまでも例ですけれども、これまで訪問にかかる時間が片道20分で、診療15分で、また20分ということで、約57分ほどで1人しか診れなかったところが、オンライン診療になりますと、先生は病院にいながら、外来の診療をしながら、間でオンライン診療も受け付けられるというような、その先生の働き方改革にもつなげていければと思っております。

14ページですけれども、機器の入れる候補ですけれども、これは遠隔聴診器といいまして、看護師さんが聴診器を当てられると、画面の向こうで先生のほうに心音や肺音が聞こえるような装置となっております。

その次のページ、15ページのほうはちょっとうちではそこまで入れる予定はないんですけども、ポータブルエコーを使っている、例えば離島でしたら、こういう機能のあるのも利用されているところがございます。

医療Ma a Sの導入実績というところで、全国で今15都市で導入されておまして、九州内では、先ほど申しました熊本県の八代市及び長崎県の五島市が、令和4年のデジタル田園の交付が始まってからすぐに取りかかれたところで、小国公立病院が昨年度に着手されて、6年度には今運行されているということをお聞きしております。まだ始まって、ここで御覧のとおり、そんなに日が長くとっているわけではないんですけども、やっぱり必要なところはどんどん導入されているということが分かります。

実際に小国公立病院の看護師の方が血圧測定をされている、これは車の中の様子ですが、24ページのこの画像では、画面の向こうの先生と会話されているところが分かれると思います。ですので、ちょっと聞き取りにくいところとかは横で看護師さんがフォローしながら、なるべく診療が対面とあまり差がないような形で取組をされているところです。

30ページ、こちらは、病院側では逆に先生が患者さんのほうをタブレットの画像で見ながら、またその奥では電子カルテを見ながら診療されている様子になっております。

次に八代市ですが、八代市が今、回られているのが、31ページからですが、公民館でしたり、公民館の外でされて、待っていらっしゃる方と、その次の35ページでは、中で待っていらっしゃる方が事前のチェックなどを行っていらっしゃる様子うかがえると思います。

36ページ、ここは個人の家の庭で、この方は車椅子だと思えるのですが、ほかにも近くの患者さんが椅子で待っていらっしゃるところが伺えると思います。なかなか病院にも行けないような方でも、こういった形で診療ができるような取組となっております。

そして、34ページです。八代市さんの実績ですが、2022年の12月から進められて、現在利用実績は延べ947回というところで、かなりの実績を上げられているところです。

35ページ、先ほど言いましたマルチタスク車両の八代市さんの仕様ですが、このような形で、普通車の中に標準装備をされております。

そして、36ページ、先ほど申しましたように後部座席がカスタマイズできるような形で、下にレールを敷きまして、工具を持たなくてもカスタマイズで自由に変更できるというような仕様になっております。

37ページです。これが標準的な医療Ma a Sのレイアウトになっておりますので、これに近い形で標準的なものを装備した上で、看護師さんが乗って回られるというような仕様になっております。

移動オフィスや人の移送、また、いろんな形で災害にも利用できますし、各種娯楽や、今行われておりますようなスマホの教室ですとか、あと、最近八代市さんでは期日前投票もこの車両で行われております。これが、期日前投票の中のレイアウトの模様です。かなり多くの方が利用されたというふうにお聞きしております。

ここにありまして、ここに地図がありますけれども、なかなか山都町、点在しておりますけれども高齢者が多く、免許返納ですとか移動困難者が出てくる中で、この事業をやはり入れていく必要があるというところで現在進めておりまして、先ほど言いましたように、年度内に完全に装備して動かしていかなければなりませんので、そよう病院さんとも実際回られるところの計画とかを密に立てながら、また、住民の方にも周知しながら、絶対対面ではないということではなくて、その回数の中で1回は近いところでも受けられるような形を取っていければ、遠慮せずというか、普通に、あまり人に気兼ねすることなく、受けられるような形をつくっていければと思っております。昨日の町医、先生の会議でも、全体の医師の先生方がお集まりいただいておりますので、実際に今後は山都町全体で取り組んでいきたいというところもお話ししているところであります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 今の件ですけども、1年目は2分の1の補助と交付税措置があるということですよ。2年目からは、その他の補助事業を検討されるということですけども、この試算でいきますと年間4,000万円ぐらい要りますよね。車まで買ったところの4,000万円ですかね。あとの維持の費用的なもの、続けていくためにどれぐらいかかって、補助事業等のメニューは何か考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 議員が今お話しされたように、2年目以降は一般財源というところに今のところはなっておりますけれども、当初の初期経費は、本体の車両とかの分は入っておりませんので、こちらで計上しておりますのは1,060万円ほどの計上となっております。この中には委託のドライバーの雇用等も入っております、今の計画では、そよう病院の職員の方にさせていただく計画ですけれども、実際に広げていくときはやはり町で雇用した形での運用になっていくかと思っておりますので、その辺でできるメニューを今探しています。今現在やっぱりデジタルに関連するところとか、診療に関連するところがちらほら出てきておりますので、なるべく自主財源のみにならないような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、補助事業を今ずっと模索しているところです。

今年度はとにかくこの最初の装備を完全なものにしなければならないので、スケジュールを持って進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 35ページの文化財保存整備、これは八十何万か出ていますけれども、補助金あたりは探さなかったんですかね。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、文化財保護費の負担金補助及び交付金89万円を載せておりますが、内訳としましては、一つには清和文楽後継者育成事業補助金50万円と、矢部地区の白糸の新藤地区にあります新藤造化天神のいちいがし整備事業補助金39万円となっております。

まず、清和文楽後継者育成補助事業については、令和6年度の文化庁の補助事業で清和文楽に関わる人材育成の研究費用等を申請しておりましたが、本年度4月に不採択の通知を受けまして、事業主体となる清和文楽総合活用推進実行委員会から町へ単独補助に切り替えての御要望がありましたので、今回、補正予算を計上するものでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第44号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第18、議案第44号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第44号、令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、会計年度任用職員に係る共済組合事業主負担金の改定等に伴う増額及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業に係る国の設計変更に伴う増額分の補正を行うものです。

歳出から御説明いたします。8ページをお願いします。

1款総務費1項1目一般管理費12節委託料でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修業務委託料65万4,000円を増額しております。財源は国の特別調整交付金10分の10です。

次に、6款保健事業費1項1目保健衛生普及費4節共済費です。会計年度任用職員1名分の共済組合事業主負担金及び社会保険料負担金の補正額2万円です。負担率の改定等による増額です。財源は保険者努力支援交付金10分の10です。

14款予備費1項1目30節予備費では、マイナス1,000円です。予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。7ページをお願いします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金67万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出で御説明いたしましたとおりです。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和6年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3,000円追加し、歳入歳出の総額を歳入

歳出それぞれ27億6,410万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第45号 工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））

○議長（藤澤和生君） 日程第19、議案第45号「工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第45号について説明いたします。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R6 教生工第1号。

工事名、町道千滝長野線道路改良工事（第五期）。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

契約金額、5,909万1,120円、税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役坂本猛。

入札の方法、指名競争入札。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負契約概要です。入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年5月29日。

財源の内訳については、令和5年度繰越予算と令和6年度当初予算を合算して発注しております。

交付金は1,926万3,000円、社会資本整備総合交付金です。

起債は3,900万円、過疎対策事業債を充てます。

一般財源82万8,120円、合計の5,909万1,120円となっております。

工事内容について、道路改良5期目となりまして、延長は200メートル、幅員7メートルです。今回の施工で、起点から終点までの約700メートルが完成いたします。

工種としまして、土工、排水工、L型擁壁工、階段工、舗装工、防護柵工、水道工があり、数量は記載のとおりです。

指名業者は、記載しております11社となっております。

資料2を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。工期以下を説明します。

工期は、令和6年6月10日から令和6年12月20日まで。

請負代金額5,909万1,120円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容について公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年5月31日、発注者、山都町長職務代理人、受注者、株式会社坂本建設、代表取締役坂本猛。

資料3を御覧ください。入札結果になります。

5月29日の開札で、予定価格、税抜5,968万8,000円、最低制限価格、税抜5,371万9,200円。11社を指名し、7社が辞退、4社から応札があり、4社の入札が同額でありましたので、次のページ、資料4にありますとおり、くじ引により、株式会社坂本建設が落札いたしました。

資料5を御覧ください。位置図になります。

今回の施行は、公園内道路の中間付近に当たります。

資料6を御覧ください。計画平面図になります。

今回の施工区間ナンバー10からナンバー20までの延長200メートルを施工して、施工箇所を赤色で示しております。黄色は歩道部です。

資料7を御覧ください。道路標準断面図です。

車道部、幅員7メートル、歩道部、幅員3.5メートルとしております。

資料8を御覧ください。道路の横断図です。

L型擁壁施工箇所の断面ですが、L型擁壁を設置し、盛土をして、舗装まで仕上げるものです。

資料9を御覧ください。プレキャストL型擁壁の展開図となっております。

擁壁の総延長は72メートルを施工いたします。

資料10を御覧ください。水道管敷設工事の平面図です。

トイレと給水用排水管、本管を敷設いたします。

資料11は上空写真です。

町道千滝長野線全体写真ですが、中央付近のナンバー10からナンバー20を施工いたします。

資料12は上空写真です。

起点と終点分の近接写真も載せております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 4社がこういう同額になるということは普通の話ですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。普通かどうかというのはちょっと分からないんですけども、今回工事に関しましては予定価格等について公表しておりますので、その内容につきましては、各社がそれぞれ算定をされた結果がこういうことになったというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） いい機会ですので、このくじのやり方です。道の駅でもありましたけれども、くじのこの手順のやり方を少し教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今回の工事入札においては、入札の結果、最低入札者が4社同額であったため、くじにより落札者を決定したので、落札者決定までの経緯につきまして説明をさせていただきます。

現在、本町におきましては、入札業務は電子入札システムによって行っております。電子入札システムは平成26年度から導入をしております、当時から今回と同様の電子くじにより運用を行っております。

電子入札の運用につきましては、山都町競争入札契約心得第12条第1項の規定により、落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を定めることとなっております。このシステムは、熊本県及び県内市町村で共同運営しており、県及び県内市町村においても同じように、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定しているというものでございます。

資料番号の④で御説明をしたいというふうに思います。

電子くじの仕組みにつきましては、公平に落札者が決定するようにプログラムにより自動的に

くじを実施するもので、くじ対象者に対し、入札書の提出順に、ゼロからの順序で番号を割り振ります。入札書の提出が早かったところからゼロ、それから1、2、3というふうに割り振るということになっております。

次に、くじ対象者が入札時に任意で入力した3桁のくじ番号、それぞれ3桁のくじ番号を任意で設定をしていただいておりますので、番号を全て合算し、合算値の合計を算出することとしております。今回の場合は、この下のほうのくじの手順に書いておりますけれども、505、825、528、211ということで、合算して2,069という数字になっております。最後に、この合算した合計をくじの対象者数、今回は4社でございますので、4で割った場合の余りの数値と、最初に、先ほど申し上げました、振りました業者さんの番号が一致した者が落札者となるようになっております。今回の場合は余りが1ということになりますので、株式会社坂本建設が落札ということになったというものでございます。

電子くじについての説明は以上でございますけれども、この後の提案の2件におきましても、同様にくじによる落札者決定となっておりますので、それぞれの議案においても、また御確認いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期）」は、原案どおり可決されました。

日程第20 議案第46号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期））

○議長（藤澤和生君） 日程第20、議案第46号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第46号について説明いたします。

議案第46号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R6教生工第2号。

工事名、山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期）。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

契約金額、1億7,984万1,420円、税込みです。

契約相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役坂本猛。

入札の方法、指名競争入札。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負契約概要です。入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年5月29日。

財源内訳、全体で1億7,984万1,420円。内訳は交付金8,990万円、社会資本整備総合交付金です。起債8,990万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充てることとしております。一般財源は4万1,420円。

工事内容について、サッカー場一式。昨年度、グラウンドの暗渠等基盤整備を行っており、今回、サッカー場、人工芝の整備完成を目指しているところです。

今回の工事は、グラウンド・コート用舗装工として、路盤とアスファルト舗装、人工芝、周辺の野芝を施工し、それぞれ記載の面積としております。グラウンド・コート柵工として、防球ネットを昨年度に続き、残り分の面積1,141平米、管理施設整備工として、出入口に立入防止フェンス41メートルを設けます。

指名業者は、記載しております11社です。

資料2を御覧ください。工事請負契約、仮契約書の写しです。

工期以下を説明いたします。

工期は令和6年6月10日から令和7年2月28日まで。

請負代金額1億7,984万1,420円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容について公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年5月31日、発注者、山都町長職務代理者。受注者、株式会社坂本建設、代表取締役坂本猛。

資料3を御覧ください。入札結果になります。

5月29日の開札で、予定価格、税抜1億8,165万8,000円、最低制限価格税抜1億6,349万2,200円。

11社を指名し、6社が辞退、5社から応札があり、5社の入札額が同額でありましたので、次の資料4にありますとおり、くじ引により、株式会社坂本建設が落札いたしました。

資料5を御覧ください。位置図になります。

運動公園内西側に当たります。

資料6を御覧ください。計画平面図です。

サッカー場、白抜き部分を人工芝とし、その周辺の緑部分を野芝の天然芝としております。サッカー場、右下角の赤の着色部分は、調整池取付け道路周辺の防草コンクリートです。

資料7を御覧ください。サッカー場仕上げ図です。

緑で着色部分が人工芝面です。103掛け63メートルです。そのうちピッチは100掛け60になっております。サッカー場断面図としては、路盤材の上に透水性舗装を行います。そして、その上に人工芝を乗せます。人工芝内に珪砂とゴムチップを敷き詰めます。

資料8を御覧ください。サッカー場詳細図です。

人工芝舗装区域と防球ネット下の張コンクリート図です。前回発注残りの186.8メートルを施工いたします。

資料9を御覧ください。サッカー場、防球ネット展開図です。

前回発注、ナンバー21からナンバー36までは繰越工事で現在施工しておりますので、今回、朱書きで表示しておりますナンバー1からナンバー21までを施工いたします。

資料10を御覧ください。上空写真です。

赤枠内のサッカー場施設を施工いたします。

以上で説明終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 予算のときに、人工芝になるということでマイクロプラスチックの心配を申し上げました。これを見ると、専門家でないのでよく分からないんですが、やはりここで人工芝の、下は透過性と言われましたので、ここで降った雨と同時にマイクロプラスチックが流れ出る心配があるのではないかなと思いますけれども、その辺をどう検討されて、どんなふうにですね。例えば下流のほうでそれを浄化するというか、マイクロプラスチックを集めて捨てるとかというような計画とか、そういうのも出てくるのかどうかというのをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員おっしゃられているとおり、海洋プラスチックごみによる汚染の削減ということで当初から考えておりました。

スポーツ用の人工芝由来のマイクロプラスチック問題がございます。これは破断した人工芝、パイルが場外に流出することがありますが、近年、各メーカーが研究を重ねまして、環境対策として耐磨耗性に優れた製品をラインナップしております。環境省による高耐久性の製品確認等も実施をされているところでございます。

人工芝のちぎれにくさとか、裂けにくさをより追求し、環境負荷軽減として耐久性と機能を持たせた人工芝の今回設計仕様書としておるところです。また、ちぎれた人工芝の流出を抑制するために、人工芝の外回りに自然の天然芝エリアを設けておりますので、直接側溝には流れない構造に努めておるところです。

今後の話ですけど、それでも流出が止められないと、流出が認められる場合には、フィルター等を設置することも可能であるというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期）」は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第47号 工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第21、議案第47号「工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第47号について説明いたします。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R 6 教生工第11号。

工事名、中央体育館解体工事。

工事場所、上益城郡山都町下市地内。

契約金額、1億250万4,600円、税込みです。

契約相手方、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

入札の方法、条件付一般競争入札。

令和6年6月5日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負契約概要です。入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和6年5月29日。

財源内訳、全体で1億250万4,600円、起債は1億250万円です。過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源は4,600円です。

工事内容について、解体工事一式となっております。今回、敷地内建物として、中央体育館及び裏側にあります弓道場、作業小屋、集会所が解体の対象となっており、延べ床面積は2,016.55平米となっております。解体建築物の構造、床面積は記載のとおりとなっております、解体後は敷きならし整地としております。

資料2を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。工期以下を説明いたします。

工期は、令和6年6月10日から令和6年11月18日まで。

請負代金1億250万4,600円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容について公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年6月3日、発注者、山都町長職務代理人、受注者、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

資料3を御覧ください。入札結果になります。

5月29日の開札で、予定価格、税抜1億354万円、最低制限価格、税抜9,318万6,000円。

17社の入札参加者があり、4社が失格、7社が最低制限価格9,318万6,000円の同額となり、次の資料4にありますとおり、くじ引により、株式会社尾上建設が落札いたしました。

資料5は中央体育館位置図になります。

資料6は配置図です。

今回撤去します建物の配置図で、解体対象の建物をグレーで着色しております。

資料7から11までは、それぞれの平面図、立面図となっております。

資料12から14までは、それぞれの建物の現況写真です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和6年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後2時07分

令和6年6月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和5年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第2号	令和5年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第3号	令和5年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第4号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月5日	報告	済
報告第5号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月5日	報告	済
報告第6号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月5日	報告	済
報告第7号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月5日	報告	済
議案第37号	専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第38号	専決処分事項（令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第39号	専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第40号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第41号	専決処分事項（山都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第42号	専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第43号	令和6年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	6月5日	原案可決	
議案第44号	令和6年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			

	について	6月5日	原案可決
議案第45号	工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第五期））	6月5日	原案可決
議案第46号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事（第二期））	6月5日	原案可決
議案第47号	工事請負契約の締結について（中央体育館解体工事）	6月5日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____